

整備管理者選任前研修実施要領(令和6年度分)

- 1 研修会場 広島運輸支局 2階会議室
- 2 受講申込 研修申込みの開始日は前回の研修日以降からとします。
(例：第2回5月14日の研修申込み開始日は第1回4月9日以降)

会員外の方については、予約システム <https://seminar-reservation.jp/seminar>からお申し込み下さい。定員数に達した場合には受講することが出来ませんのでご注意下さい。多くの事業者の方へ受講して頂くため、「一括申込」される場合は、事前に支局宛てまでご相談下さい。

なお、広島県トラック協会の方については、「ひろしまトラック広報誌」をご確認のうえ、所属の支部あてにお申し込み下さい。

- 3 受付時間 13時00分～13時30分
- 4 用意する物
 - (1) 身分証明書(顔写真、氏名、生年月日の記載されている**運転免許証等**)
 - (2) 筆記用具
 - (3) 教材費用 1,100円
- 5 研修時間 13時30分～16時30分
- 6 研修日(毎月第2火曜日(内1回の受講で可))
4月9日、5月14日、6月11日、7月9日、8月6日、9月10日、
10月8日、11月12日、12月10日、1月14日、2月12日、3月11日
なお、祝日等を回避するため、8月は第1火曜日、2月は第2水曜日に実施します。

【注意事項】

本研修を受講することにより、整備管理者になることができる要件は、次のとおりです。

自動車整備士(1級、2級、3級)の資格を有する方は選任前研修を修了せずとも整備管理者に選任が可能です。

整備管理を行おうとする自動車と同種類の自動車について、次に掲げるいずれかの**実務経験が2年以上**あること。

- (1) 整備工場、特定給油所又は自動車運送事業者において、整備実施担当者としての点検・整備業務
- (2) 整備管理者、整備管理者の補助者(代務者)又は整備責任者としての車両管理業務

※「整備管理を行おうとする自動車と同種類の自動車」とは・・・

- ・二輪自動車以外の自動車
 - ・二輪自動車
- の2種類

◎問い合わせ先；広島運輸支局整備(広島市西区観音新町4丁目13-13-2)
電話；082-233-9169